

盛岡保健所長告示第 10 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 26 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

介護予防訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101750	訪問看護ステーションもりのみや こ	盛岡市志家町 10 番 30 号 吉田マンション 102 号 室	盛岡市浅岸大塚 20 番地 1 大塚ビル 2 階	平成 18 年 6 月 19 日
0362100026	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上 竹鼻 123 番地 4	岩手郡滝沢村滝沢字土 沢 558 番地	平成 18 年 8 月 1 日